

景観シリーズ5

風景づくりの基本的な考え方



私たちは先人から受け継いだ宝物「地域固有の素晴らしい風景」を、大切に守り育てていかなければなりません。豊岡の景観について、隔月で掲載します。

《問合せ》都市整備課景観政策係 ☎ 23-11712

今回は、「風景づくりの基本的な考え方」です。

市全域が景観計画の区域

大切な景観を守り、育み、課題を改善しつつ新たな魅力と活力のある景観を造り出していくために、市全域を景観計画区域としています。

▼「やま・うみ・さとの区域」

山・海・川の自然地、田園、集落などからなる区域です。

▼「まちの区域」

用途地域が指定されている区域や指定などが検討されている区域、および住宅が立ち並び、歴史的な景観を有している区域です。

また、景観上特に重要な地区である出石城下町地区、城崎温泉地区および江原駅東地区を「景観形成重点地区」に指定し、今後も新たな地区を指

定することを検討します。

風景づくりの基本理念

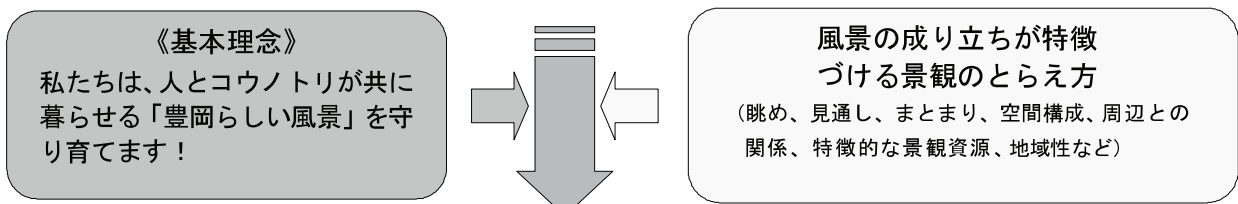
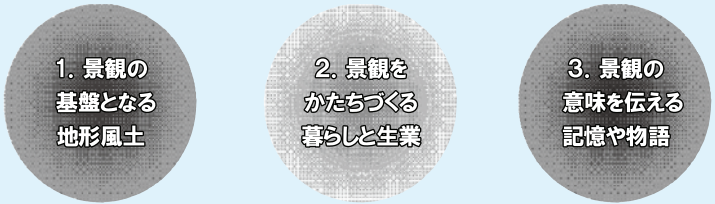
地域固有の景観の価値をみんなの大切な財産として認識し、「豊岡、風景のものがたり」として次世代に継承するための基本理念を、「私たちは、人とコウノトリが共に暮らせる『豊岡らしい風景』を守り育てます！」と定めます。

風景づくりの方針

風景づくりの方針は、風景づくりの基準の意味を理解するときの手掛かりでもあり、また、それぞれの地域の風景の成り立ちと基準の理解をつなぐ役割を担います。

◆次回(3月25日号)は、「風景づくりの推進方策」を掲載します。

豊岡の風景の成り立ち (風景のものがたり)



風景づくりの方針

- 全体**
 - ①景観の基盤となる地形風土を知り、地域環境に現れる眺めの特徴を保全する
 - ②自然と折り合う暮らしと土地の使い方を理解し、その空間構成を継承する
 - ③生物多様性を育む自然環境との調和を図る
- やま・うみ・さとの区域**
 - ①山・海・川と一体となった眺めの特徴を保全継承し、地域らしい景観を創出する
 - ②集落景観を特徴づける空間構成の地域性を継承する
 - ③景観に現れる地域の知恵と暮らしの文化の意味を活かす
- まちの区域**
 - ①まちの成り立ちを理解し、まちなみの基盤(町割、建て方、道との関係等)を継承する
 - ②まちを特徴づける資源や景観のまとまりを保全し周辺との調和を図る
 - ③新たなまちなみの創出により地域らしさをつくる

国民年金からのお知らせ

**新成人の皆さん、
20歳は国民年金に
加入する年齢です**

国民年金は、国内に住んでいる20歳から60歳までの全ての方が加入して保険料を納め、高齢者の生活を支える「世代間扶養」の仕組みとなっています。

また、老後の生活保障だけでなく、若いうちに障害を負った場合や亡くなった場合でも「障害年金」や「遺族年金」で、本人や家族を支えます。万一の病気や事故でもサポートする公的年金制度で、国が責任を持って運営しています。

加入の届け出は、20歳の誕生日前に日本年金機構から国民年金加入の案内と資格取得届書が郵送されますので、必要事項を記入の上、市役所または各総合支所に提出してください。

※厚生年金保険や共済組合に加入中の方には届きません。
加入の届け出漏れや保険料の納め忘れがあると、年金を

受けられないことがありますので気を付けてください。

■国民年金加入の種別

加入者は職業などにより3つの種別に分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。

種別	職業など	加入の届け出	保険料
第1号被保険者	自営業者、学生、アルバイト、無職の方	加入者本人が市役所または各総合支所で行います。	加入者本人が納付します。
第2号被保険者	会社員・公務員など	勤務先が行います。	給料から天引きされ、勤務先が納付します。
第3号被保険者	会社員・公務員に扶養されている配偶者	扶養している配偶者の勤務先が行います。	なし

結婚または就職・転職などで加入する種別が変わったときは、速やかに手続きしてください。

■年金手帳

公的年金制度では、全ての制度に共通の基礎年金番号が使われます。

国民年金または厚生年金・共済年金に加入すると基礎年金番号が記載された年金手帳（基礎年金番号通知書）が日本年金機構から交付されます。これらにより加入記録などが管理されるため、年金に関する手続きの際に必要となりますので大切に保管してください。



■国民年金保険料

第1号被保険者の平成24年度保険料月額額は、1万4980円です。支払方法は、納付書による現金納付、口座振替またはクレジットカード納付があります。また前納による割引もありますので、豊岡年

金事務所、市役所、または各総合支所に問い合わせてください。

第1号被保険者で 保険料納付が困難な方

国民年金保険料は、加入者本人はもちろん世帯主や配偶者にも納付の義務があります。



しかし、所得が少ない、または無職であるなどの理由で、保険料の納付が困難な場合は、「保険料免除制度」または「若年者納付猶予制度(30歳まで)」があります。要件や添付書類の確認のため、豊岡年金事務所、市役所、または各総合支所で相談・申請してください。

学生の方は学生本人の前年所得が一定以下であれば、「学生納付特例制度」が利用でき、保険料の納付が猶予されます。在学証明書または学生証の両面コピー、年金手帳、印鑑を持参の上、市役所または各総合支所で申請してください。

豊岡年金事務所 からのお知らせ

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。
お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものと身分証明を持参してください。

なお、代理者のときは、対象者の年金手帳など、基礎年金番号の分かるもののほか委任状と代理者の身分証明書を準備してください。

●2月9日(土)は

午前9時30分～午後4時

●2月4日(月)・12日(火)・18日(月)・25日(月)は

午前8時30分～午後7時

●電話での問合せ

ねんきんダイヤル

☎0570-0511165

IP電話・PHS

☎031-6700-11165

●年金個人情報サービス

日本年金機構ホームページアドレス
<http://www.nenkin.go.jp/>

《問合せ》

▽日本年金機構 豊岡年金事務所

☎221-0948

▽市民課市民係

☎21-9015または各総合支所市民福祉課